

展示用住宅（モデルハウス）の取扱い

【取扱い・運用】

展示用住宅（モデルハウス）の取扱いについては、以下のとおりとする。

- （１）主要用途は「展示用住宅（モデルハウス）」とする。用途区分コードについては、08560（展示場）とする。
- （２）法別表第 1（い）欄に規定する特殊建築物とは取扱わない。
- （３）法第 2 章の規定の適用については、事務所として取扱う。
- （４）法第 3 章の規定の適用については、展示場として取扱う。